

# 認知機能検査受検義務の免除について

認知機能の低下について、医師の診断を受けるなどして認知機能検査と同等以上の効力が認められる診断書等を提出することができる場合は、認知機能検査の受検義務が免除されます。

認知機能検査の受検免除を希望される方は、事前に認知機能検査受検免除申請書に確認書類を添付し提出していただきますので、下記により申請してください。

## < 診断書等の要件 >

免許証の有効期間が満了する日前6月以内に診断された日付が確認できる下記の書類

- ① 定期的に提出されている公安委員会提出用診断書（認知症関係）
- ② 専門医又は主治医の診断書
- ③ 自治体が医療機関と連携して実施する認知機能に係る住民検診等の結果が記載された書類

## < 認知機能検査受検免除申請について >

- ① 認知機能検査受検免除申請書を作成
- ② 申請書に診断書等を添付し、下記宛先へ送付してください。（※受講日前に必着）
- ③ 診断書等により「認知症のおそれがある」とされた方は、高齢者講習が受講できない場合があります。

**690-0131 松江市打出町250番地1**

**島根県運転免許センター 高齢運転者支援係 (Tel 0852-36-7400)**

----- 切り取り線 -----

島根県公安委員会 殿

## 認知機能検査受検免除申請書

この度、認知機能検査の受検通知を受けましたが、私の認知機能に関する診断は、別添のとおりです。

認知機能検査受検義務の免除を申請します。

記

- 1 添付書類  
別添のとおり

- 2 申請者

(1) 住 所 \_\_\_\_\_

(2) 氏 名 \_\_\_\_\_

(3) 生年月日 \_\_\_\_\_

(4) 連 絡 先 \_\_\_\_\_

### 運転免許課記載欄

連絡日時	年	月	日	時	分
実施機関					
受理担当					
連絡担当					